

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年2月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 購入物品及び予定数量

A重油 予定数量 92.0キロリットル

### (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

### (3) 納入期間

平成28年4月1日から平成28年6月30日まで

### (4) 納入場所

京都市上下水道局水道部蹴上浄水場

京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

京都市上下水道局水道部新山科浄水場

京都市上下水道局水道部加圧施設管理事務所

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

京都市上下水道局下水道部ポンプ施設事務所

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において、京都市上下水道局契約規程(以下「規程」という。)第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で、かつ平成27年9月4日付け京都市上下水道局告示第37号又は平成27年11月26日付け京都市上下水道局告示第55号に定める平成28年度から平成31年度までの資格の申請を行っていること。(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平

成27年11月6日付け京都市上下水道局告示第48号に定める資格の申請を行っていること

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 石油業法（昭和37年法律第128号）の規定に基づく石油製品販売業の届出をしていること。
- (4) 本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること。
- (5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
  - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付等

(1) 交付場所、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成28年2月22日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。また、用度課のホームページからもダウンロード可能。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(3)及び(4)に掲げる条件を証明する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成28年2月22日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送で申請書類を提出する場合は書留郵便とし、平成28年2月22日(月)午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は平成28年2月29日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成28年3月8日（火）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成28年3月11日（金）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成28年3月22日（火）午前11時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成28年3月21日（月）午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

6 入札方法

入札書に記入する金額は、1キロリットル当たりの単価とする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとする。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合には、再度入札を1回に限り行う。

## 8 入札の無効

規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

## 10 登録業者の資格が認められなかった場合の契約不締結等

落札者が登録業者の場合、平成28年度の京都市一般競争入札有資格者名簿に登載されなかった(登録の申請が認められなかった)場合は、契約の締結を行わない。この場合において、本件調達のために行った準備行為に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を当局に請求することはできない。

## 11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Low sulfur A fuel oil 92.0 Kilolitre
- (2) Time-limit for the submission of application:  
5:00p. m. 22 February, 2016
- (3) Time-limit of tender:

11:00a.m. 22 March, 2016

(4) Contact point for notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto

12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto City 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)